

---

# 平成 27 年度税制改正に関する要望

---

平成 26 年 7 月

一般社団法人 日本損害保険協会

余 白  
(両面印刷用)

# はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、デフレからの脱却と日本経済再生に向けた、いわゆる「アベノミクス」の政策効果等から、家計や企業のマインドが改善するとともに円高・株安の是正が進行し、景気回復の動きが広がりつつあります。一方、これまでの長期にわたる景気の低迷や急速に進展する少子高齢化等を背景として政府債務残高は極めて高い水準にあり、経済成長と財政健全化への道筋の両立が強く求められる状況にあります。

こうしたなか政府は、本年4月に消費税率8%への引き上げを実施するとともに、景気の下振れリスクに対応した投資減税や復興特別法人税の前倒し廃止等の政策措置を実施し、さらに本年6月には「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、平成27年度からの数年で法人実効税率について20%台までの引き下げを目指すことを明記するなど、日本経済再生へ向けた強い決意を示しました。また、本年12月までには平成27年10月の消費税率10%への引き上げや軽減税率の導入の判断が予定されるなど、我が国の基盤となる制度の見直しが行われてきている状況にあるといえます。

このような制度の見直しにあたっては、税制の基本原則である公平性や中立性に配慮するとともに、その目的に照らし我が国の経済再生に向け国際的な競争力を損なわない制度設計とすることが重要であると考えております。

受取配当等の二重課税の問題は、現状では諸外国と比較して不利と言わざるをえない状態となっております。「受取配当等の益金不算入制度」が確立された税理論に基づくものであることから制度の改正が必要であると考えます。

また消費税については、非課税取引である損害保険に係る「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が生じており、特段の措置が行われないうちに消費税率が引き上げられていけば、これらの経済活動等に与える影響は看過できないレベルのものになると懸念しております。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。

このような観点から、平成27年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 目次

平成27年度税制改正要望項目	2
1. 受取配当等の二重課税の排除 <b>重点要望項目</b>	4
・受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	
2. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて <b>消費税制に係る要望項目</b>	6
3. タックスヘイブン対策税制の見直し	8
4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	9
5. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化	10
6. 確定拠出年金に係る税制上の措置	11
7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	12
8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	13

# 平成 27 年度税制改正要望項目

## 重点要望項目

### 1. 受取配当等の二重課税の排除

#### ・受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を 50%から 100%に引き上げること	益金不算入割合は平成 14 年度より 50%

## 消費税制に係る要望項目

### 2. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること	非課税取引である損害保険に係る「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在し、税率の引き上げによりその影響が拡大する
また税率の引き上げに際しては、以下の措置を講じること (1) グループ納税制度の導入 (2) 法人税法上の繰延消費税の廃止 (3) 保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置	税率の引き上げに伴い、 (1) セルフ・サプライ・バイアスが拡大する (2) 繰延消費税に係る税負担および実務負担が増加する (3) 事後的に保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担が発生する

(注) 現行税制：平成 26 年度適用される税制

## その他の要望項目

### 3. タックスヘイブン対策税制の見直し

要望内容	現行税制
タックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率の引き下げおよび適用除外基準の見直しを行うこと	トリガー税率は、20%以下 現地法規制により、適用除外基準を満たせない会社がある

### 4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)	洗替保証率は、保険料の30% 積立率は、保険料の5% (本則積立率2%+平成27年度までの経過措置3%) であるが、残高率が30%を超える場合は、保険料の2% (本則積立率) となる

### 5. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

要望内容	現行税制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	平成26年度まで非課税措置

### 6. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	平成28年度まで課税停止措置 税率は約1.2% (地方税含む)

### 7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要である

### 8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は0.7%

## 1. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を 50%から 100%に引き上げること

- 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。
- しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除<sup>(注)</sup>の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80%から 50%に引き下げられました。

(注) 「負債利子控除制度」

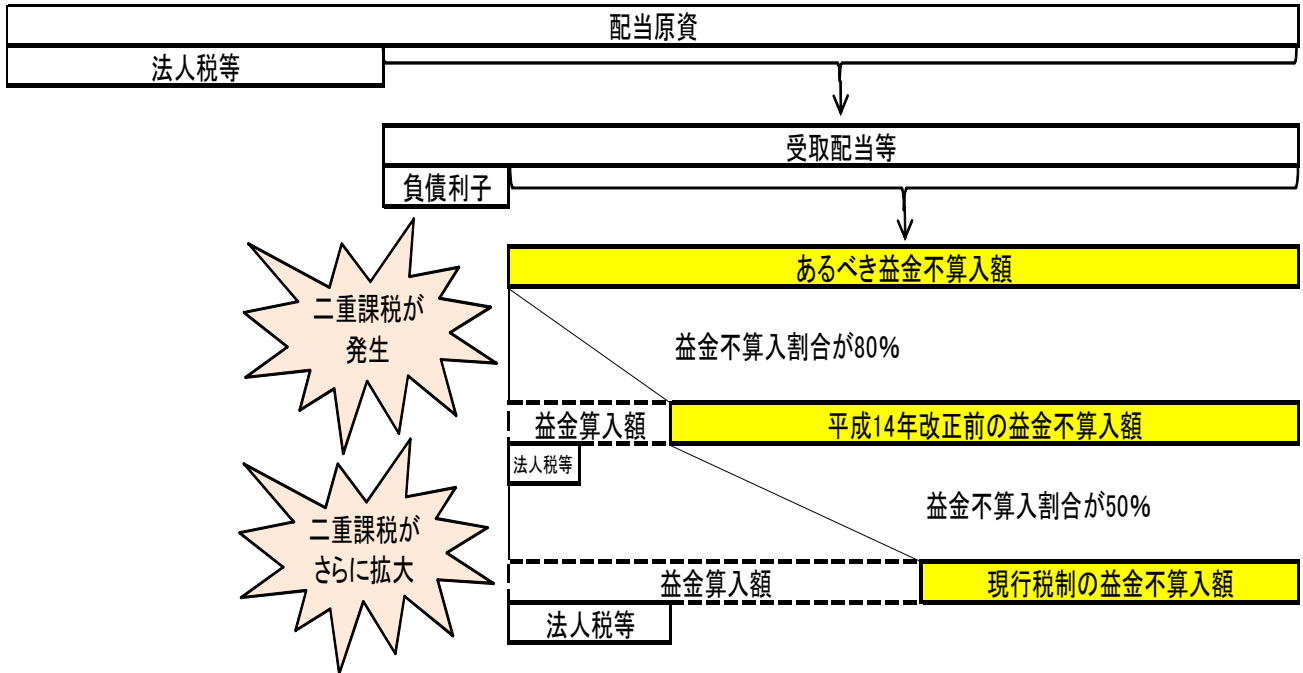
借入金等の資金で株式等を購入すると、①借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、②株式等から得られる受取配当等は非課税であることから、課税上のメリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

- 本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。
- 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比べて不利のない取扱いとする観点から、益金不算入割合は 50%から 100%に引き上げるべきと考えます。

◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を 50%から 100%に引き上げること

## 【現行の受取配当等の益金不算入制度の概要】



- 法人の配当原資（剰余金）には、既に法人税等が課税されているため、受取配当等に対して法人税等が課税されると二重課税となります。
- 負債利子は、損金として取り扱われるため、株式の取得に係る負債利子を受取配当等から控除した100%の金額が、本来益金不算入額であるべきです。
- しかしながら、受取配当等の益金不算入制度は、「二重課税の排除」という税理論に基づく制度であるにもかかわらず、益金不算入割合は平成元年度税制改正により80%とされました。
- さらに、平成14年度税制改正で、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられ、二重課税の対象額が更に拡大しました。

## 【主要国の法人間配当に係る負担調整の比較】

2013年1月現在

	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合			
法人間配当	25%未満	50%	20%未満	70%	全額益金不算入	95%益金不算入	全額益金算入 ただし、持株比率が5%以上の会社から受け取る配当については、受取配当額の5%に相当する額のみ課税される。
	25%以上	100%	20%以上 80%未満	80%			
			80%以上	100%			

出典：財務省ホームページ

## 2. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

**税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること  
また税率の引き上げに際しては、影響を緩和する措置を講じること**

- 平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、消費税および地方消費税（以下、「消費税」と表記）は、本年4月に税率8%へと引き上げられました。また同法により平成27年10月には、経済状況の好転を条件として、さらに税率10%に引き上げられることが定められ、本年中にはその結論が出される見通しとなっています。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっています。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下のような課題を発生させています。
- 一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっています。これにより流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」が発生し、これは税率の引き上げに伴って増幅されることから、原価の上昇等を通じて我が国産業の競争力にも影響を及ぼしていくおそれがあると考えます。
- 損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般の事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しています。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することになります。これは、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）の顕在化と言え、税率の引き上げに伴ってその影響は拡大し、活力ある事業の展開やサービスの向上にも影響を及ぼしていくおそれがあると考えます。
- 付加価値税制度を導入している諸外国では、こうした観点も踏まえながら制度設計を行い、また影響の緩和策も実施してきています。我が国においても税率10%台が見通されるなかでは、税率の引き上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが重要であると考えます。

◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

**税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**



◎ 税率の引き上げに際し、影響を緩和する以下の項目を要望いたします。

**(1) グループ納税制度を導入すること**

- 付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取り扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税する仕組みを導入しています。
- これにより金融等の課税売上割合が低い事業者においてセルフ・サプライ・バイアスを緩和できるとともに、一般事業者においても納税管理の一元化による効率化等が期待できることから、諸外国との競争条件確保の観点からも、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。
- なお、導入に際しては、グループの範囲に関する規定等が、我が国の持株会社方式のグループ形態等においても有効に機能するものとなるよう、また各グループの実態に即し任意に適用が可能なものとするなど、各企業グループの活力ある事業展開に資する制度として導入することが重要であると考えます。

**(2) 法人税法上の繰延消費税制度を廃止すること**

- 現行の法人税法においては、一つの資産に係る控除対象外の消費税額が 20 万円以上となり、一定の条件に該当する場合には、当該控除対象外の消費税は「繰延消費税<sup>(注)</sup>」として取り扱われ、5 年間かけて償却することとされています。
- 本年 4 月の税率引き上げにおいては特段の措置が講じられず、課税売上割合の低い損害保険会社にとっては、繰延消費税の対象となる範囲が拡大し、法人税の負担とともに実務負担も増加することになりました。このような制度は諸外国でも例を見ず、現在進められている投資促進の観点にも逆行するものであり、官民双方の効率化の観点からも当該制度を廃止すべきと考えます。

(注) 繰延消費税

税抜経理方式を採用している場合、資産に係る控除対象外の消費税について、①その事業年度の課税売上割合が 80%未満、②棚卸資産ではないこと、③一の資産につき控除対象外の消費税額が 20 万円以上のすべての条件に合致するものについては、取得年度での一括した損金処理を認めず、5 年間かけて償却することとされている。

**(3) 保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置を講じること**

- 税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険始期日が税率引き上げ日より前の契約において、引き上げ分の消費税相当額を保険料に転嫁できないこととなります。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出されているにもかかわらず、実際の保険金支払等は引き上げ後の新消費税率で行うこととなります。
- 税の公平性の観点からは、税率の引き上げに際しては、保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置が必要であると考えます。

### 3. タックスヘイブン対策税制の見直し

#### タックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率の引き下げおよび適用除外基準の見直しを行うこと

- 平成 22 年度税制改正において、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する観点などから、外国子会社合算税制（以下、「タックスヘイブン対策税制<sup>(注)</sup>」と表記）について所要の見直しが行われ、諸外国における法人所得に対する税負担が我が国の法人所得に対する税負担に比して著しく低いとされる税率（以下、「トリガー税率」と表記）が、25%以下から 20%以下に引き下げられました。

(注) 「タックスヘイブン対策税制」

タックスヘイブン（租税回避地）といわれる国、地域に所在する子会社等を通じて租税回避を図る行為を規制するための制度であり、トリガー税率に抵触する軽課税国に存在する一定の外国子会社等を「特定外国子会社等」とし、我が国における親会社の所得に合算して課税する制度である。

- 我が国における法人税率は、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大するために、平成 23 年 12 月に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」において、平成 24 年度より 30%から 25.5%に引き下げられました。さらに本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」においては、平成 27 年度からの数年で法人実効税率について 20%台までの引き下げを目指すことが明記されました。
- 諸外国においても、近年法人税率引き下げが行われており、タイにおいては 2013 年より 20%への引き下げが実施されており、英国においては 2015 年、ベトナムにおいても 2016 年より 20%への引き下げが実施される予定であります。したがって、英国をはじめとした多くの国においても、トリガー税率の水準に抵触することになるため、水準の見直しが必要であると考えます。
- トリガー税率の水準に抵触した場合にも、当該子会社等の事業や実体等を踏まえて租税回避目的でないことを示す「適用除外基準」を満たせば、タックスヘイブン対策税制の適用対象外（資産性所得の合算を除く）となります。ただし、英国・ロイズにおいて保険事業を行う場合は、ロイズ法に規定された組織形態をとることが義務付けられており、当該法規制に則って設立された会社については、現行の適用除外基準を満たすことが困難となるケースが想定されます。こうした租税回避行為ではないことが明らかなケースはタックスヘイブン対策税制の本来の趣旨を踏まえ適用対象外とすべきであり、実態に即して適用除外基準を見直すことが必要であると考えます。

◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

#### タックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率の引き下げおよび適用除外基準の見直しを行うこと

## 4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

**火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引き上げ）**

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。
- 平成 16 年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成 17 年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成 17 年度税制改正により 4%（うち 2%は経過措置）、平成 25 年度税制改正により 5%（うち 3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。
- しかしながら、平成 23 年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少しました。平成 24 年度においても、タイ洪水について引き続き多額の保険金支払が発生したことや爆弾低気圧、台風などによる保険金支払が発生、平成 25 年度においても複数の台風や雪災などによる保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。
- 平成 25 年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については措置がなされており、現況に鑑みると当該措置の維持は不可欠であります。一方で、残高の上限となる洗替保証率については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23～25 年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の 30%（業界全体で 5,000 億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望いたします（本則積立率(2%)となる残高率(30%)も同様に引き上げ）。

◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

**火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引き上げ）**

## 5. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は平成 26 年度で期限切れとなる）**

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
  - 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 26 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。
- ◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること**

- ※ なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成 17 年度税制改正により恒久化されています。

## 6. 確定拠出年金に係る税制上の措置

**確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 28 年度まで経過措置により課税停止）**

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
  - こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。
  - 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約 1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われまます。
  - 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 28 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。
- ◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

**個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること**

## 7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

### 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成 22 年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。
  - 一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の 20% を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。
- ◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

### 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

## 8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

**既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これらの制度とも関連して平成 26 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。
  - 損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。
  - しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。
- ◎ つきましては、以下の項目を要望いたします。

**既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**